

新宮町区域外就学許可基準

事由	許可基準	取扱い		対象	備考
		期間	必要書類等		
(1) 年度 途中の転出	ア 小学校6年生、中学校3年生	卒業まで	・申請書	小学校6年 中学校3年	
	イ その他の学年	当該学期末まで	・申請書	上記以外の 学年	
(2) 一時 転出  (ただし、 元の校区へ 再転入する ことが明らかであること)	ア り災、住居の新築、増改築等	当該学期末までを基本として、建築等に要する期間	・申請書 ・建築確認通知書又は契約書等の写し（工期が確認できるもの） ・その他事由を証明できるもの	全学年	
	イ 公共工事に伴う一時立ち退き	事業が終了する当該学期末までの期間	同上	全学年	
(3) 事前 就学  (転入予定の校区の学校への就学)	ア 住居の建築、購入等により、転入することが明らかである場合	当該学年末までを基本として、建築等に要する期間	同上	全学年	

(4) その 他やむを得 ない事由	ア 心身の故障等により 遠距離の学校に通学す ることが困難な場合	心身の故障 等が回復、改 善されるま で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・その他事由を証明できるもの</li> </ul>	全学年	
	イ 指定学校に該当する 特別支援学級がない場 合	教育委員会 が適当と認 める期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・関係学校長の意見書</li> </ul>	全学年	
	ウ 債務償還困難又は家 庭環境不調等の要因に より、住民異動登録手 続ができない転入の場 合	要因が解 消・解決に至 るまでの期 間 (現に居住 している校 区の学校へ 就学するこ と)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・住民登録地 が確認でき るもの</li> <li>・児童生徒の 生年月日が 確認できる もの</li> <li>・現住所が確 認できるも の</li> <li>・民生児童委 員の意見書 (任意様 式)</li> </ul>	全学年	

<p>エ いじめ・不登校、家庭の事情等の事由により、転校（又は引き続き従前の学校への就学）が、児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合</p>	<p>教育委員会 が適当と認める期間</p>	<p>・申請書 ・関係学校長の意見書</p>	<p>全学年</p>	
<p>オ 兄弟姉妹関係 指定学校の変更が認められた兄弟姉妹と同じ学校に通学することが特に必要と認められる場合</p>	<p>理由解消までの期間、または指定学校の変更が認められた兄弟姉妹の卒業までの期間</p>	<p>・申請書</p>	<p>全学年</p>	
<p>カ 学校行事 (修学旅行、運動会等)</p>	<p>当該行事終了まで</p>	<p>・申請書</p>	<p>全学年</p>	
<p>キ 特に教育的配慮を要すると認められる場合</p>	<p>教育委員会 が適当と認める期間</p>	<p>・申請書 ・教育委員会が必要とする書類</p>	<p>全学年</p>	